

[第1章 はじめに]

1 計画策定の趣旨

昭和56年に年間約16万人ががんで亡くなって以降、がんは、日本における死亡原因の第1位であり、2022（令和4）年には年間約38万5千人ががんで亡くなり、国民の約2人に1人が生涯のうちに、がんにかかると言われていています。また、群馬県においても、がんは、昭和60年から死亡原因の第1位であり、がんによる死亡者は年々増加傾向にあります。2022（令和4）年には年間6,075人ががんで死亡し、全死亡者（26,589人）に占めるがんによる死亡者の割合は約22.8%となっています。このため、国をあげて実施されているがん対策を踏まえ、群馬県でも総合的かつ計画的にがん対策を進めていく必要があります。

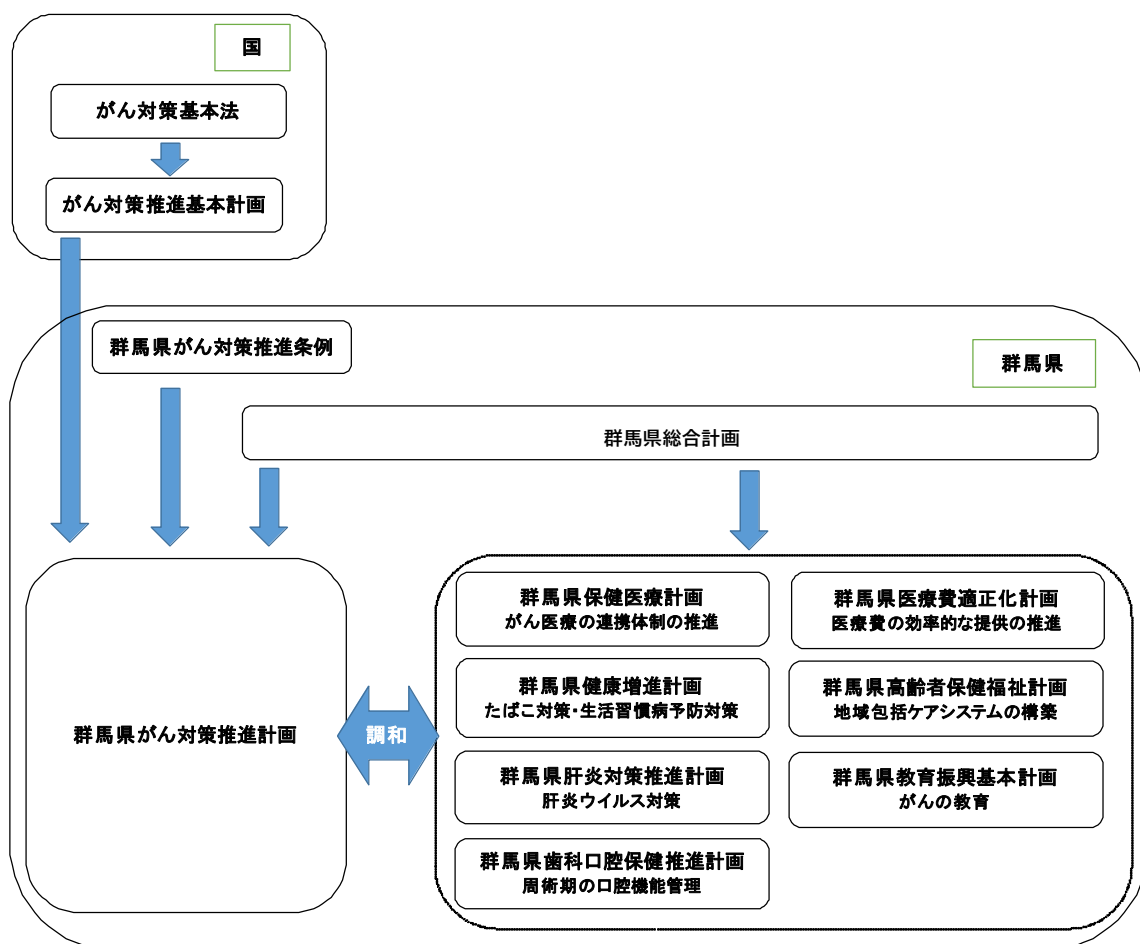
国は、がん対策の一層の推進を図るため、2006（平成18）年6月に「がん対策基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、2007（平成19）年4月に施行しました。この基本法に基づき、「がん対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定され、第1期（2007（平成19）～2011（平成23）年度）、第2期（2012（平成24）～2016（平成28）年度）、第3期（2017（平成29）～2022（令和4）年度）と対策が進められてきましたが、第3期「基本計画」の計画期間の満了に当たり、計画の見直しが行われ、令和5年3月に、第4期の「基本計画」が策定されました。

群馬県においては、2008（平成20）年3月、基本法第12条第1項に基づき、群馬県におけるがん対策の推進に関する計画として、第1期（2008（平成20）～2012（平成24）年度）の「群馬県がん対策推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定しました。第1期「推進計画」期間中の2010（平成22）年12月には、議員提案により「群馬県がん対策推進条例」（以下「条例」という。）が制定され、がん対策を県政の重点課題として取り組むこととなりました。国「基本計画」の見直しに伴い、第2期（2013（平成25）～2017（平成29）年度）、第3期（2018（平成30）～2023（令和5）年度）の「推進計画」を策定し、がん対策を推進してきました。今回、第3期「推進計画」の計画期間満了に当たり、第3期「推進計画」の進捗状況や国の第4期「基本計画」を踏まえ、第4期「推進計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

この「推進計画」は、基本法第12条第1項に規定する都道府県がん対策推進計画です。基本法では、都道府県がん対策推進計画は、医療法に基づく医療計画、健康増進法に基づく都道府県健康増進計画、介護保険法に基づく都道府県介護保険事業支援計画、その他の法令の規定による計画であって、がん対策に関連する事項を定めるものと調和を保つことが規定されています。また、条例第17条では、「推進計画」を策定し、又は変更する場合は、条例の趣旨を尊重することが規定されています。

これらを踏まえ、この「推進計画」は、条例の趣旨を尊重し、「群馬県総合計画」、「群馬県保健医療計画」、「群馬県健康増進計画」、「群馬県肝炎対策推進計画」、「群馬県歯科口腔保健推進計画」、「群馬県医療費適正化計画」、「群馬県高齢者保健福祉計画」、「群馬県教育振興基本計画」の施策と調和を図って策定するものです。



3 計画の期間

この「推進計画」の期間は、2024（令和6）年度から2029（令和11）年度までの6か年とします。但し、計画期間内であっても、必要に応じ計画を見直します。